

未婚のひとり親家庭に対する 保育料の「寡婦（夫）控除のみなし適用」のご案内

法律上の婚姻歴のない未婚のひとり親家庭は、税法上の寡婦（夫）控除が適用されないため、婚姻歴のあるひとり親家庭と比べて保育料の負担額が高くなる場合があります。

茅野市では、平成 30 年 9 月分保育料より未婚のひとり親家庭でも地方税法上の寡婦（夫）控除が適用されたものとみなして、保育料を算定することで、対象家庭の経済的負担の軽減を図ります。

1. 対象者

保育料算定の基準となる所得を計算する年の 12 月 31 日（現況日）時点と、申請時点において、次の①から③のすべてに該当する人。

- ①一度も婚姻したことがなく、現在も婚姻状態にない人
- ②生計を一にする子ども（総所得金額が 38 万円以下で、他の人の扶養親族になっていない子）がいる人（子どもが現況日後に生まれた場合は対象外）
- ③父の場合、合計所得金額が 500 万円以下である人

適用期間	所得を計算する年	現況日	住民税課税年度
平成 30 年 9 月～平成 31 年 8 月分 保育料	平成 29 年	平成 29 年 12 月 31 日	平成 30 年度

※次の場合は、対象外です。

- ・法律婚ではなく、現に事実上の婚姻と同様の状態にある方
- ・税法上の寡婦（夫）控除を受けている方
- ・生活保護受給者
- ・住民税が非課税の方

2. 申請に必要な書類

- (1) 申請書（茅野市ホームページ又は幼児教育課にごぞいます。）
- (2) 申請者の戸籍全部事項証明書
- (3) 申請者及び子の属する世帯全員の住民票
- (4) 申請者の所得証明書（合計所得金額が分かるもの）
- (5) 生計を一にする子の所得証明書（総所得金額等が分かるもの）

※ (1)、(2) は、申請するすべての方が提出してください。(3) から (5) は申請書提出後、必要となる場合に提出を依頼することがあります。

3. 提出期限等

申請により保育料が減額となる場合は、9 月分にさかのぼって適用します。

- ・提出期限 平成 30 年 12 月 21 日（金）（平成 30 年 9 月分保育料から適用する場合）
提出期限以降は、提出月の翌月からの適用となります。
- ・提出先 幼児教育課（市役所 6 階 72 番窓口）

4. 注意事項

- (1) みなし適用を受けても保育料が変わらない場合があります。
- (2) 要件により所得控除額を 26 万円又は 30 万円として計算します。また、合計所得金額が 125 万円以下の方は、非課税扱いとなります。
- (3) みなし適用を受けても税額（所得税、住民税）そのものは変更になりません。
- (4) 虚偽の申請をした場合、みなし適用を取り消すほか、保育料の減額分全額を返還していただきます。
- (5) 所得、世帯状況等の変更や要件を満たさなくなった場合は、遅滞なく変更届を提出してください。
- (6) みなし適用の期間終了後も適用を受ける場合は、年度更新の手続きが必要です。

5. 問い合わせ

茅野市こども部幼児教育課幼児教育係 電話：0266-72-2101（内線 622、623）